

2026 年 9 月 15 日

株主各位

山梨県甲府市丸の内一丁目 20 番 8 号
株式会社 山梨中央銀行
代表取締役頭取 古屋 賀章

株式分割に関する基準日設定公告

当行は、2026 年 7 月 31 日開催の取締役会において、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当行普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2026 年 9 月 30 日と定めましたので、公告いたします。

なお、当行の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 10 月 1 日付をもって、当行定款第 6 条を変更し、3 億 1,840 万株増加して 3 億 9,800 万株といたします。

以 上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026 年 10 月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
2. 2026 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ 信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町 1-1 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部